

**令和8年度新潟県次世代型新潟米生産・指導体制整備事業
委託業務プロポーザル募集要領**

1 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度新潟県次世代型新潟米生産・指導体制整備事業委託業務

(2) 業務内容

「令和8年度新潟県次世代型新潟米生産・指導体制整備事業委託業務仕様書」
のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

2 見積限度額

9,790,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 法人又は団体であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(7) 過去3年以内に、同種又は類似業務の実績を有すること。

4 募集要領の内容についての質問の受付け及び回答

(1) 質問の受付け

① 質問方法

別紙様式1「令和8年度新潟県次世代型新潟米生産・指導体制整備事業委託

業務に関する質問書」を電子メールにより送付すること。

※ 送付後、提出先あてに到着確認の電話を行うこと。

② 受付期限

令和8年3月25日（水）午後5時（必着）

③ 提出先

下記「12 担当課（問合せ先・提出先）」に同じ

(2) 質問の回答について

① 回答方法

新潟県ホームページにおいて質問と回答のみを掲載する。

※ 質問に対する回答は実施要領および仕様書の追加または修正として扱う。

② 回答日

令和8年3月31日（火）

5 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

① 提出書類

ア 別紙様式2「令和8年度新潟県次世代型新潟米生産・指導体制整備事業委託業務委託業務プロポーザル参加申込書」

イ 県税納税証明書（新潟県に納税義務を有する者。参加申込書提出日から遡って過去3か月以内に発行されたものであって、納期が到来した県税について未納がないことを証明したものに限る。）

ウ 別紙様式3「令和8年度新潟県次世代型新潟米生産・指導体制整備事業委託業務委託業務同種又は類似業務の実績」

エ 法人等の概要を説明した書面（パンフレット等可）

※上記ア～エはPDFファイル形式で提出すること。

② 提出期限

令和8年4月2日（木）午後5時（必着）

③ 提出先

下記「12 担当課（問合せ先・提出先）」に同じ

④ 提出方法

電子メール

※ 送付後、提出先あてに到着確認の電話を行うこと。

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和8年4月7日（火）までに提案資格の確認結果を書面で通知する。

(3) 参加申込辞退書の提出

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、4月16日（木）午後5時までに別紙様式4「令和8年度新潟県次世代型新潟米生産・指導体制整備事業委託業務委託業務プロポーザル参加申込辞退書」を下記「12 担当課（問合せ先・提出

先)」に提出すること。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

ア 記載内容

「委託仕様書」を踏まえ、以下の項目について記載すること。

- ・ 事業実施における考え方・コンセプト
- ・ 実施内容
- ・ 業務実施スケジュール
- ・ 業務実施体制

イ 体裁

A4版、表紙に「令和8年度新潟県次世代型新潟米生産・指導体制整備事業委託業務企画提案書」及び「事業者名」を標記すること。

② 見積書（任意様式、総額および内訳について作成、代表者名明記）

(2) 提出部数

各8部

(3) 提出期限

令和8年4月16日（木）午後5時（必着）

(4) 提出先

下記「12 担当課（問合せ先・提出先）」に同じ

(5) 提出方法

郵送又は持参

※郵送の場合は、提出先あてに到着確認の電話を行うこと。

(6) その他

- ① 提案者は1つの提案しか行うことができない。
- ② 提出期限以後の提出書類の差替えや再提出は認めない。
- ③ 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

7 審査会の実施

本プロポーザルの審査は、新潟県次世代型新潟米生産・指導体制整備事業委託業務委託業務受託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(1) 実施日

令和8年4月下旬予定

審査会の実施日時は、企画提案書の提出者に別途通知する。

(2) 実施方法

オンライン会議システム（Zoom）を使用して行う。

提案者が審査委員に対し、自己の企画内容について説明した後、審査委員から質疑を行う。時間配分は、企画内容の説明を15分、審査委員による質疑を10分とする。

ただし、審査委員会が、本プロポーザル競技に参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で実施する。

8 審査要領

(1) 審査方法

(2) に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と次点の者を決定する。

(2) 評価基準

審査項目	審査の視点	配点
提案のコンセプト	本事業の目的を理解し、コンセプトが明確な提案となっているか。	10
提案による事業効果	本事業を実施することにより、精度の高い生育調査システムと、生育調査データ等の共有システムについて、今後の現地実装が期待されるか。	30
事業の進め方	効率的なデータの共有、利用者への教育やサポートがなされる仕組みや工夫がされているか。	30
実施スケジュール	適切な実施スケジュールが設定されているか。	10
実施体制	ノウハウ及び実績を有し、責任者が位置づけられており、技術者が適切に配置され、業務を確実に実施できる体制となっているか。	20
合計		100

9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに対して文書で通知する。

10 日程

項目	予定月日
募集公示	3月18日(水)
質問提出期限	3月25日(水)
質問に対する回答	3月31日(火)
参加申込書提出期限	4月2日(木)

参加資格の審査・確認結果通知	4月 7日 (火)
企画提案書提出期限	4月 16日 (木)
審査委員会	4月下旬
審査結果通知・公表	4月下旬

11 契約の締結

県は、審査委員会が最優秀提案者と決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、契約の締結に際しては、別紙様式5「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。提出がないときは、契約を締結しない。

12 担当課（問合せ先・提出先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
 新潟県農林水産部農産園芸課主要作物係 担当：奈良
 電話番号 025-280-5194
 F A X 番号 025-280-5217
 E-mail ngt060030@pref.niigata.lg.jp

13 その他の留意事項等

- (1) 本業務は令和8年度新潟県予算の成立により実施が確定するので、実施内容の変更または、業務中止となる場合がある。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出のあった書類は、審査以外には無断で使用しない。また、審査の際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (5) 失格事項
 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ① 本要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ③ 参加資格を満たさなくなった、又は参加資格を満たさないことが判明した者
- (6) 契約締結までの間に、県との協議を経て、提案された業務内容に変更が生じる場合がある。